

対日投資会議専門部会報告

～対日直接投資の大幅な拡充を～

日本は外国からの直接投資の受け入れが、欧米など先進諸国に比べてもまた中国や韓国などに比べてもこれまで著しく低く、閉鎖的な印象を与えていた。対照的に、近年、日本企業は海外諸国に積極的に直接投資を展開しており、日本市場をもっと開放すべきだという要請が内外で強まっていた。小泉政権は、対日直接投資の促進を重視し、平成15年1月の施政方針演説で投資残高を5年間で倍増することを宣言し、対日投資会議を活用してさまざまな制度改革を進めてきた。外国からの投資は日本にとって脅威ではなく、日本の構造改革に資するものだとの考えが強調された。そうした努力の積み重ねの結果、最近に至って、その目標は予定どおりほぼ達成される見通しが見えてきた。

その成果をふまえ、小泉内閣総理大臣は、本年1月の施政方針演説で、対日直接投資のさらなる大幅な増加を提唱し、それを受けて対日投資会議は対日投資残高の対GDP比の倍増、すなわち、今後5年間で5%程度への増加の方針を明らかにした。この時点で、政府がさらなる倍増を掲げたことには格別の意味がある。それは急速に高齢化し成熟化する日本の経済社会が、21世紀に新たな発展と繁栄を実現するためには、諸外国からの直接投資を積極的かつ潤沢に導入することが不可欠の条件となるからである。

それはなぜか。日本の人口構造は急速に高齢化しつつあり、また少子化で人口そのものが縮小をはじめている。その結果、労働力が減少かつ高齢化し、家計貯蓄率が低下し、また全国の人口減少地域では空洞化や社会基盤の脆弱化が懸念されはじめている。とりわけ、高齢化による貯蓄率の低下は、豊かな家計部門の貯蓄によって企業の旺盛な投資と政府の財政を支えてきたこれまでの日本経済の基本的な資金循環構造が変容を迫られることを意味する。貯蓄の減少によって国内の資金供給が制約されるならば、金利の上昇を通じて国外から資金が流入するだろう。しかし、それは企業の投資環境を悪化させることになる。

日本にとって望ましいのは、こうした資金の流入ではなく、長期の直接投資が増えることで安定的な資金が潤沢に供給されることである。労働力の縮小と高齢化を克服するには、生産性の向上が不可欠であり、そのためには豊かな資金供給の下で投資を進め、技術革新を促進することが求められる。諸外国からの直接投資の大幅な増大は日本経済のこうした構造転換を促進するうえで極めて重要な役割を果たす。直接投資は単に資本のみならず技術や人材や経営ノウハウの導入と競争の活発化によって産業の生産性の向上と経済の効率化を促す。

また、多様な商品やサービスが提供されることによって消費の選択肢が拡がり、人々の生活の質の向上が促進される。さらに、人口減少地域にあらたな経済活動を生み地域の活性化に資する可能性もある。

高齢化し成熟化する日本にとって、海外からの直接投資の増大はこのように新たな発展と繁栄の可能性を拓く戦略的意義がある。対日直接投資は関係者の努力によって着実に増加してきたが、しかし世界の主要国に比べればまだ著しく低水準にある。依然として多くの制度的、構造的障壁も残存しており、地域への浸透もまだ薄い。また対日直接投資の意義についての国民の理解もまだ不十分である。

我々は、これらの障壁を克服し、対日直接投資の大幅な増加を実現することで、人口減少過程に入った日本があらたな発展の手掛かりをつかめるよう、対日投資会議の場を通じて、最大限の努力をしたいと思います。とりわけ、M&Aの環境整備や多くの規制改革を進めることで、医療や生活関連産業など成長の可能性の大きい産業で効率化や多様化を促進する。情報の蓄積とネットワークの整備そして専門人材の育成と活用を進め、自治体や地域産業界の努力を喚起して対日直接投資の地域への浸透を図る。より強力で効果的な情報提供により、対日直接投資の意義について国民の理解と受容を高める。こうした努力を戦略的に推進することにより、5年間で対日投資残高をGDP比5%程度に高め、日本の新たな繁栄の基盤を築きたいと思う。

1 対日直接投資の最近の動向

① 対日投資会議の取組

対日投資会議は、平成6年7月に内閣総理大臣を議長とし関係閣僚を構成員とする会議として設置されて以来、これまで三度にわたる「対日投資会議声明」を発表し、日本の対日直接投資促進に向けた決意と取組を内外に示してきた。

政府は、平成15年1月の内閣総理大臣施政方針演説において、5年間の対日直接投資残高の倍増目標を表明し、平成15年3月、目標の達成のため、対日投資会議において、「内外への情報発信」、「企業の事業環境の整備」、「行政手続きの見直し」、「雇用・生活環境の整備」、「地方と国の体制・制度の整備」の5分野74項目の施策からなる「対日投資促進プログラム」を策定した。その後、対日投資会議専門部会は同プログラムの実施状況を確認するとともに、施策を87項目に拡充するなど、関係省庁による着実な対日直接投資施策の実施を促進している。

② 「対日投資促進プログラム」による成果

対日直接投資残高については、平成13年末の6.6兆円が平成17年末には11.9兆円まで増加し、目標達成が目前となっている。

この期間には、会社法の制定、日米租税条約の改正、対日直接投資総合案内窓口（Invest Japan 窓口）の設置、法令外国語訳の推進、優秀な外国人研究者や外国人IT技術者の構造改革特区を活用した受け入れ円滑化等の取組に加え、政府全体の構造改革を進める諸施策の実施を背景に具体的な対日直接投資案件が成立し、我が国産業基盤の高度化や国民の生活の質の向上に貢献してきている。例えば、研究開発税制の効果等を通じたIT関連製品開発環境の整備により、外国企業の研究開発拠点設置が加速した。また、構造改革特区や規制改革の取組により、公共サービスやレジャーなど幅広い範囲で新たなビジネスモデルが地方に花を開きつつある。

2 主要課題

対日投資会議専門部会では、以下の3つの課題が対日投資を加速していく上で重要と考える。これに基づき実施すべき詳細な施策については、別表のとおり整理している。

① 地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上

これまでの「中央対地方」という視点では必ずしも十分に活用されていない地域の資源・資産を海外の資本やノウハウと結びつけることによって、例えば、北海道で展開するスキーリゾートに代表されるような「世界の中の地方」という視点から新たなビジネスモデルが生まれ、地域の自律的な経済発展の芽となれば、我が国全体の生産性向上への効果は大きい。また、コスト負担の観点のみでは十分に活用されてこなかった地方の公共施設を広告媒体として活用することにより、住民の生活の質向上と地方財政の改善を同時に達成するというような新たなビジネスモデルも地方で生まれてきている。

一方、地方自治体も、自らの資源・資産を活用した地域の自律的発展に向けて、海外からの投資誘致の重要性を認識し、「対日直接投資促進自治体フォーラム」を結成し、取組を強めている。また、企業誘致に向けた地域の魅力を高めるため、広域連携の取組を始めた地域もある。

企業が地域の価値を活用した新たなビジネスモデルを具体化するためには、地域の基礎的情報収集に始まり、資金の調達、パートナーとの連携、拠点の設置・拡大等、事業のプロセスに一定の目処が立たなければならない。外国企業の地域の価値への関心を高め、実際にビジネスが成立するまでのすべてのプロセスを、民間の様々な支援機関によるネットワークを活用しつつシームレスに支援するメカニズムを提示する必要がある。また、外資系企業が日本に根付いていくために、既存の外資系企業が日本国内に新たな拠点を設置する事業拡大も視野に入れた支援が必要である。

その際、外国企業の入手しうる日本のビジネス情報は、首都圏の情報に偏りがちであることから、地域の価値に外国企業の関心を向け、自治体と外国企業、地域の専門人材等の相互交流を促すことにより、こうした関心が具体的な日本への進出につながるよう、地域の産業集積、専門人材、企業、インフラ等の情報を提供するとともに、情報提供のあり方を工夫していく必要がある。例えば、情報化によって、サービスの受け手が、サービスの提供者に情報をフィードバックし、その結果、サービスの質が改善され、付加価値が高まるという相乗効

果を活かす手法が開発されている。新たなビジネスモデルが成立するまでには起業家の様々な試行錯誤があるが、このような手法を参考にしたウェブサイトを通じて、民間の助言機関を含めた信頼できる関係者が、それぞれが離れた場でありながらも、活発な双方向の情報交流を行い、過去の事例も含めた数多くの試行錯誤のプロセスを共有することによって、新たなビジネスモデルを効率的に実現する仕組みが必要である。

地域経済の活性化には、中小企業を含む民間機関等が、地域資源を活用した新商品の開発や販路開拓、観光振興等を進めることが重要であるが、こうした取組を支援する観点からも、外国も含めた幅広い情報交流のネットワークを構築することにより、外国企業のノウハウも活用し、一層の地域の活性化を図る必要がある。

政府はこれまでも、産業クラスターや国際観光など多岐にわたる地域関連施策を実施しているが、それぞれが単独の目的で実施されるだけでは十分な効果を発揮しない。政府の地域施策を新たなビジネスの成立へ向けたシームレスな支援の一環として、関連施策を連携させ、全体として効果のある形で実施する必要がある。

また、外国企業が地域での新たなビジネス展開をするためには、後述する国際競争力のある投資環境の整備が前提であり、地域の特性や地方自治体の取組に応じて、迅速にこれらの環境を整備するため、構造改革特区を一層活用していく取組も重要である。

② 世界との投資誘致競争に打ち勝つ環境整備

「対日投資促進プログラム」の実施により、対日直接投資残高は倍増に向けて着実に進展しているにもかかわらず、国連貿易開発会議（UNCTAD）の統計によれば、平成13年末から平成16年末までの対内直接投資額の累計は、日本がGDP比で0.5%である反面、米国1.9%、英国5.8%、ドイツ1.4%、フランス5.7%であり、諸外国の方が益々対内直接投資を増やしている現状にある。アジアにおいては、経済成長の著しい中国、インドに注目が集まり、日本への関心が相対的に低下しつつある。

世界の中での競争力を高めるためには、スピード感を持って投資環境を整備していく必要がある。また、企業が国際的に新たなビジネスを展開する上で、対象国の投資環境が包括的に整備されているかがポイントになる。

企業が、経営戦略を練る際に、企業の組織形態や M&A 等の組織再編の柔軟性が制度的に認められていることが重要である。会社法の制定等を通じて、企業組織の形態や組織再編手法の選択肢は拡大し、経営の自由度が増しているが、残されている最大の課題である三角合併等に関して、外国企業が実質的に活用できる制度整備を行う必要がある。企業が投資先を決定する上で税の取り扱いは重要な要素の一つであることから、租税条約を含め、外国企業の日本進出や事業展開に関わる税のあり方について検討をしていく必要がある。

また、企業の経営にとって重要な経営資源は人材であり、日本国内における人材育成や海外人材の日本への流入を通じた国際的に通用する優秀な人材の確保が重要である。海外の高度な人材の日本への流入を図るためには、入国・在留関係に係る手続きの一層の円滑化や、研究開発基盤の強化、大学等における外国人のための環境整備、年金を含めた労働環境整備など、海外人材が日本で能力を十分に発揮できる環境を整えなければならない。また、海外人材やその家族が日本で快適な暮らしを営むために、外国人子弟の教育環境、医療環境など、外国人が日本国民と共生するための生活環境を整えていく必要がある。

さらに、空港・港湾の強化を通じた人流・物流の効率化、国際的な資金移動の円滑化、グローバルな産学連携活動の促進、知的財産権の保護等、包括的に投資環境を整備する必要がある。

少子高齢化社会を迎える中で、需要の増加が予想される医療分野や教育分野など、専門性の高い分野においても、それぞれの分野に応じたきめの細かい投資環境の整備も必要である。

企業の事業活動には、関連行政手続きの透明性及び情報アクセスの利便性の観点も重要である。実際に手続きを行う外国企業の立場に立ち、行政手続きの透明性の向上の取組に加え、窓口に出向かずに手続きをオンラインで行うための環境を整備し、英語を含めた行政情報の提供を充実していく必要がある。

③ 内外への積極的な広報活動

国を挙げて対日直接投資を促進するためには、対日直接投資が日本経済に果たす役割や重要性について、国民に一層の理解を得なければならない。

対日直接投資残高が倍増に向かって着実に拡大する中、外資系企業による雇用機会の増大や国民生活の質の向上への貢献が具体的に進展している。対日直接投資が日本経済や国民生活に与える貢献を統計的に把握しつつ、具体的な成

功事例を紹介して、国民に分かりやすく説明していく必要がある。

地域に対日直接投資を惹きつけるためには、誘致主体である自治体首長の関与を通じて、地域住民の理解増進と誘致の取組を強化していくための場を提供することが必要である。

海外に対しても、日本が対日直接投資を歓迎している姿勢を明確に表明していく必要がある。我が国閣僚や自治体首長によるトップセールスなど、日本や地域独自の魅力を外国企業に強く印象づけ、誘致に結びつけるための場を設けていかなければならない。

対日投資会議専門部会は、対日直接投資を一層加速し、新たな目標を達成するための政府の取組を、本報告にとりまとめた。今後、対日投資会議専門部会は、目標の実現を目指す観点から、対日直接投資促進施策の実施状況を点検し、対日投資会議に報告するとともに、対日直接投資の拡大に有効な施策を実施していくために、一層の政策立案を行っていく。